

令和 6 年 7 月 12 日

令和 8 年 6 月 16 日一部改訂

宮崎労働局インターンシップ実施要領

宮崎労働局インターンシップ（職場体験実習）の基本的な運用は、本要領の定めるところによるものとする。

（目的）

第 1 本要領は、学生を対象とし、宮崎労働局において実務を体験させることにより、職業意識の啓発、キャリア形成の支援に資することとともに、宮崎労働局への理解を深めてもらうことを目的とし、実施の期間、場所、対象者、その他必要な事項について定めるものとする。

（実習の期間）

第 2 実施の期間は、原則として、毎年 7 月から 9 月までの学生の夏期休暇を利用して行うものとし、実務を体験させる期間は 1 週間以上 1 ヶ月以下とする。

（実習の場所）

第 3 学生を受け入れる部署は、宮崎労働局（宮崎市橘通東 3 丁目 1 番 22 号）の各部（室）とする。

（実習の対象者）

第 4 実習の対象者は、大学、大学院及び学校教育法以外の法律によって特別に設置された大学校（以下、「大学等」という。）に在籍する学生とする。

（学生の募集の周知、申込み、実習生の決定及び通知）

第 5 学生の募集の周知については、実習内容、実習場所、実習時期、受け入れ予定者数等を宮崎労働局ホームページ等に掲載して行うものとする。

- 2 希望する学生は、指定する時期までに総務課人事係あて申し込みを行うものとする。実習生の決定後、申し込みを行った学生に対し、速やかに受け入れの可否を通知する。ただし、大学等を通じて申し込んだ場合は、大学等に受け入れの可否を通知する。

（実習の内容等）

第 6 実習の内容等は、次のとおりとする。

- (1) 実習生ごとに指導員を置き、指導員が実習生の指導・助言等に当たるものとする。
- (2) 実習生は、別に定める実習実施日ごとに定めた業務日程に基づき実習を行うものとする。

する。

- (3) 実習生は、実習期間終了後に実習内容に関する報告書を作成し、指導員に提出するものとする。
- (4) 指導員は、報告書の内容の確認等を行い、宮崎労働局総務部長に報告するものとする。

(実習生の身分等)

第7 実習生については、国家公務員の身分は保有しないものとし、次のとおり扱うこととする。

- (1) 実習生の服務については、原則として職員の服務に準ずるものとし、実習生は指導員の指導・監督等に従わなければならない。
- (2) 実習生は、実習中に知り得た秘密について、実習中及び実習終了後においても部外者（大学等を含む。）に漏らしてはならない。
- (3) 実習生が実習期間中に国家公務員の信用を失墜するような行為その他不都合な行為を行った場合、宮崎労働局は当該学生についての実習を打ち切ることができるものとする。
- (4) 実習生は、上記(1)～(3)についての誓約書を実習開始前までに宮崎労働局に提出しなければならない。

(実習生の実習時間等)

第8 実習生の実習時間等は、次のとおりとする。

- (1) 実習時間は、9時00分から17時00分までとし、12時から13時までの間を休憩時間とする。
- (2) 実習期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日については、実習を要しない日とする。
- (3) 実習については、正当な理由がある場合を除いて欠務を認めないものとする。
- (4) 実習期間のうち1/3以上の欠務があった場合は、実習を打ち切ることができるものとする。

(災害補償)

第9 実習生は、実習期間中の事故等により傷害を負った場合又は宮崎労働局（その職員を含む。）若しくは第三者に損害を与えた場合等に備え、災害傷害保険、賠償責任保険に加入しなければならない。

なお、大学等が加入している保険によって補償を受けることができる場合には、別途実習生が加入する必要はないものとする。

(経費負担等について)

第10 実習生の実習に必要な交通費など、一切の参加経費は実習生が負担するものとする。

(実習の成果の発表について)

第 11 実習生が実習の成果としてレポート等を外部（大学等を含む。）に提出又は発表する場合には、事前に、実習生を受け入れた部（室）の承認を受けなければならない。

(その他)

第 12 この要領に定めるもののほか、当該実習の実施に関し必要な事項は、宮崎労働局総務部長が定めるものとする。

2 実習の実施について、疑義が生じた事項については、宮崎労働局総務部、実習実施部（室）、実習生等が協議して決定するものとする。

第 13 実習終了後、翌年度以降の当該実習の円滑な実施を図るため、実習生及び指導員からアンケート等の提出を求めることができるものとする。

2 実習生及び指導員から提出されたアンケート等については、民間企業へのインターンシップの普及など宮崎労働局の施策の普及・推進等に活用することができるものとする。

第 14 本要領については、実施状況等に応じて、逐次見直すものとする。